



初閣議後記者会見を行う
松下大臣
(6月4日)



事務引継式で握手する自見前大臣(右)と
松下大臣(左)
(6月5日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【トピックス】	
○ 金融庁・金融国際政策審議官の IOSCO 議長就任について	2
○ レベニュー債に係る税制措置の Q&A の公表について	3
○ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメント結果等について	3
○ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について	4
【お知らせ】	5
【金融ここが聞きたい！】	9
【5月の報道発表】	10
【5月のアクセス数の多いページ】	11

【フォトギャラリー】



キティラット・タイ副首相（右）の
訪問を受ける自見前大臣（左）
（5月10日）



蓮舫民主党AIJ問題検証ワーキング・チーム
座長（右）から中間報告の申入れを受ける
自見前大臣（左）
（5月14日）

【トピックス】

金融庁・金融国際政策審議官のIOSCO議長就任について

5月13日から17日にかけて中国・北京にて開催された、IOSCO(証券監督者国際機構)の年次総会において、金融庁 河野正道 金融国際政策審議官がIOSCO 代表理事会の議長に選任されました(任期は2013年3月までを予定)。

IOSCOは、110を超える国・地域における証券監督当局や証券取引所等が参加する、証券監督当局等のための主要な国際政策フォーラムであり、現在、組織構造の合理化や意思決定プロセスの簡素化等の観点から組織改革を進めています。今般の年次総会においては既存の委員会等を統合し、IOSCOにおける政策決定・運営の全般に係る意思決定機関として、IOSCO 代表理事会が新たに設立されました。河野金融国際政策審議官は、このIOSCO 代表理事会の初代議長を務めることになります。

なお、代表理事会の副議長には、ヴェダット・アクギライ氏(トルコ資本市場委員会・委員長)及びエチオピス・タファアラ氏(米国証券取引委員会・国際部長)が選任されました。

世界的な金融危機を受け、国際的に金融規制改革が進捗する中、各国金融当局間の連携の強化が一層重要になっています。金融庁としては、今後とも、国際機関への積極的な貢献を通じて、国際的な金融・資本市場の健全性、効率性の向上に積極的に取り組んでいきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「金融庁・金融国際政策審議官のIOSCO議長就任について」\(5月18日\)](#)にアクセスしてください。

レベニュー債に係る税制措置のQ&Aの公表について

平成 24 年度税制改正において、非居住者債券所得非課税制度が拡充され、海外投資家が受ける一定のレベニュー債の利子を非課税とする税制措置が講じられました。

これを受けて、金融庁は、レベニュー債に係る税制措置の周知を図るため、「レベニュー債に係る税制措置Q&A」を取り纏めました。金融庁は、このQ&Aが、我が国におけるレベニュー債市場の発展に資することを期待しています。

Q&Aの主な内容は、以下の通りです。

Q 1 : レベニュー債とは何ですか？

A 1 : レベニュー債とは、一般に、公共インフラ事業の事業収入を返済原資とする債券で、その元利金の支払が当該事業収入に連動するものをいいます。

Q 2 : 海外投資家が受けるレベニュー債の利子は、どのように課税されますか？

A 2 : レベニュー債を含む社債等の利子を海外投資家が受ける場合は、原則として非課税ですが、その利子が発行体の収益、資産、配当等に連動する場合（利益連動債）は、15%の所得税が源泉徴収されます。但し、平成24年度税制改正により、海外投資家が一定の要件を満たす利益連動債の利子を受ける場合は、非課税になりました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[レベニュー債に係る税制措置のQ&Aの公表について](#)」（5月29日）にアクセスしてください。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメント結果等について

金融庁では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）につきまして、平成24年3月27日（火）から平成24年4月26日（木）にかけて、広く意見の募集を行い、先般5月7日（月）にパブリックコメントの結果を公表し、各監督指針及び金融検査マニュアルの改正を行いました。

今般の改正は、金融機関が、顧客企業に対して、顧客企業自らの経営目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するに当たっては、「中小会計要領」等の活用を促していくことも有効であること等を記載するものです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」、「[中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）](#)」及び「[金融検査マニュアル](#)」の一部改正（案）に対するパブリックコメント結果等について（5月7日）にアクセスしてください。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」の一部改正（案）について、平成24年5月7日から5月11日にかけて、広く意見の募集を行い、先般5月17日にパブリックコメントの結果を公表し、各監督指針の改正を行いました。

改正の概要については、以下のとおりです。

平成24年4月20日に、内閣府・金融庁・中小企業庁が公表した「[中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ](#)」において、「抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する」旨を監督指針に明記し、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとしています。

これを踏まえ、金融庁では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」の一部改正を行いました。

なお、改正後の各監督指針については、5月17日から適用しています。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」、「[中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）](#)」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（5月17日）にアクセスしてください。

【お知らせ】

○「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

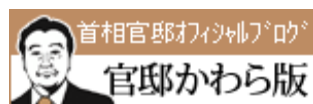


○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL : http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

○「官邸かわら版」について

内閣広報室では、野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しています。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL : <http://kawaraban.kantei.go.jp/>

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、[「e-Gov電子申請システム」](#)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については[「法令・指針等」](#)の[「法令一覧による検索」](#)をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、[「e-Gov電子申請システム利用規約」](#)に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」 利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov電子申請システム」の使い方について、詳しくは[e-Govトップページ](#)の[「電子申請とは」](#)をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？
詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

○新着情報メール配信サービス（日本語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：本日の日経平均株価なのですけれども、3カ月ぶりに8,900円を一時割り込むなど、ちょっと低迷した状況が続いております。背景には、JP モルガンの（巨額損失の）問題であるとか、欧州の債務問題などがあると市場では言われておりますけれども、大臣のほうでは今の市場状況について、ご所感をお願いします。

A. 市場については、私の立場からはコメントを基本的にはしないようにしておりますが、今お話がございました、やはり欧州の問題ですね、特にギリシャの（問題は）、もう皆さん方、新聞、テレビでご存じのように、一遍、総選挙をしましたけれども、パプリアス大統領の仲介による連立協議が本日も継続されるようになってはいますが、非常に調整が難航していると報じられております。あそこの憲法だと、1党、2党、3党と連立協議をしていって、ある程度目途がつかなくなったら再選挙という規定のごとございます。市場では、これまで欧州が今までとってきた、これもEUあるいはユーロ17カ国で（ドイツの）メルケル首相と当時の（フランス）サルコジ大統領が主導権を持って、色々各国各圏、議会制民主主義の国でございまして、色々手順、手続がございまして、非常に苦労している過程を我々も見せていただいたわけがございまして、欧州では今まで進められてきた財政再建の取組みに対する不透明感、ギリシャではああいった緊縮財政を受け入れるべきではないという政党の方がずっと議席を伸ばしたわけがございまして、そういった不透明感などから、ユーロを中心とする為替を含め、リスクオフ、

(すなわち) リスクから出来るだけ回避しようという動きが生じているとの見方が多いわけでございます。これもご指摘のように、非常に世界中で株価が動揺しているというか、変動あるいは低迷している理由の大きな要因になっているのではないかと一般的には思います。市場の動向については、今さっき最初に申し上げましたように、逐一コメントすることは、私の立場としては差し控えるというのが原則でございますが、しかし、金融担当大臣としては、関係閣僚や日本銀行と連携しつつ、引き続き大変高い関心を持って、緊張感を持って注視してまいりたいと思っております。

【平成 24 年 5 月 15 日 (火) 閣議後記者会見】

Q：銀行決算が一通り終わりましたけれども、どのように総括されますでしょうか。

A. これまで公表された主要行等 7 グループの決算を見ると、各行でばらつきがございますが、全体としては資金利益が悪化し、貸出金利による利益、これは一番銀行のある意味で基本的な部分でございますが、これが悪化をいたしております。株式等関係損益が不調である中、与信関係費用が減少しております。企業の倒産なんかはお蔭様で減っておりますので、与信関係の費用が減少している。しかし、国債等の債券関係損益が好調であることなどから、2012 年 3 月末までの最終的な利益、当期純利益は前年度比で増益となっているものと承知しております。

いずれにいたしましても、当庁といたしましては、引き続き、銀行経営の状況について注視してまいりたいというふうに思っております。

【平成 24 年 5 月 18 日 (金) 閣議後記者会見】

【5 月の報道発表】



5 月 7 日	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメント結果等について
	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」の一部改正（案）の公表について
10 日	アクセス	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第 4 回）議事次第
11 日	アクセス	金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について
	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	株式会社ゲオ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
14 日	アクセス	「第 20 回政策評価に関する有識者会議」の開催について
16 日	アクセス	高木証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第 5 回）議事次第
17 日	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」（第 14 回）議事次第

18日	アクセス	金融庁・金融国際政策審議官のIOSCO議長就任について
22日	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
23日	アクセス	「保険業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等の公表について
24日	アクセス	株式会社エフティコミュニケーションズとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
25日	アクセス	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第6回）議事次第
28日	アクセス	第43回金融トラブル連絡調整協議会の開催について
	アクセス	IOSCO（証券監督者国際機構）による市中協議報告書「信用格付会社：格付プロセスの公正性を確保するための内部統制及び利益相反管理のための手続き」の公表について
29日	アクセス	レバニユー債に係る税制措置のQ&Aの公表について
31日	アクセス	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第1回）議事次第
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「金融庁における政策評価に関する基本計画」及び「平成24年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について
	アクセス	企業会計審議会第26回監査部会議事次第
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【5月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは5月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」及び「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対するパブリックコメント結果等について](#)
- ・[金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について](#)
- ・[投資勧誘等にご注意ください！](#)
- ・[平成22年金融商品取引法等改正（2年6ヶ月以内施行）に係る内閣府令案等の公表について](#)
- ・[高木証券株式会社に対する行政処分について](#)
- ・[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・[「保険業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等の公表について](#)

以上